

会員の皆様

一般社団法人山形県薬剤師会
会長 岡寄 千賀子

一般社団法人山形県病院薬剤師会
会長 山口 浩明

令和 8 年度 認定実務実習指導薬剤師養成(新規・更新)講習会のご案内

平素は本会の活動に対しご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

このたび、下記の要領にて認定実務実習指導薬剤師養成(新規・更新)講習会 (DVD 講習) を開催致します。

つきましては、受講を希望される方は受講資格・条件等(別紙申込書参照)をご確認の上、事務局まで FAX にてお申し込み下さいますようお願い申し上げます。

今年度、本会では認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ(以下 WS と記載)の開催は予定しておりませんが、今後 WS 開催時の受講希望者は標記講習会の事前受講が望ましいとなっていることから、WS 受講希望者は是非受講くださいますようお願い申し上げます。

また、標記講習会の受講証(養成・更新とも)は 6 年間の有効期限が設けられていることから、今後、認定実務実習指導薬剤師の資格取得を希望される方は、認定要件である「講座①②③」を受講してください。1 年以内に更新時期を迎える認定実務実習指導薬剤師の方は、更新要件である「講座④」を受講してください。

記

【新規講習会】

日 時：令和 8 年 8 月 30 日(日) 13:00 ～ 17:30

場 所：山形県薬剤師会館 大会議室

定 員：25 名程度(県薬・県病薬あわせて) ※定員になり次第締切となります。

受講料：会員 2,000 円(非会員・県外者 10,000 円) ※テキスト代込み

内 容：講座①「薬剤師の理念」

講座②「改訂薬学教育モデル・コアカリキュラム、実務実習ガイドラインなど」

講座③「学生の指導(法的問題、薬局での指導、病院での指導)」

※成果報告書作成

(講座ごとに 250～500 文字程度の報告書を作成し提出していただきます)

【更新講習会】

日 時：令和 8 年 8 月 30 日(日) 9:30 ～ 12:00

場 所：山形県薬剤師会館 大会議室

定 員：20 名程度(県薬・県病薬あわせて) ※定員になり次第締切となります。

受講料：会員 2,000 円

(非会員 5,000 円・県外者 10,000 円) ※テキスト代込み

内 容：講座④「改訂薬学教育モデル・コアカリキュラム、実務実習ガイドラインなど」

※更新の方は報告書の作成はありません。

※受講資格・受講条件を満たさない方は受講できませんので薬学教育協議会のホームページの受講要項をご確認ください。

※当日は駐車スペースに限りがありますので、ご協力お願いいたします。

※受講が確定しましたら、改めてその受講者の方へ個別に連絡いたしますので連絡先の記載をお願いいたします。

<お問い合わせ先>

担当：薬学生実務実習受入委員会 委員長 常川 渉

TEL 023-642-1889・FAX 023-642-1878

(mail:nanokamachi@vorozyu-yakkyoku.jp)

令和 8 年度 認定実務実習指導薬剤師養成(新規)講習会申込書

※地区名・ブロック名：

※薬局名・病院名：

(ふりがな：)

※受講者氏名： 県薬・県病薬 (会員・非会員)

※連絡先 (アドレス)：

※薬剤師登録免許番号：

※申込先：山形県薬剤師会 FAX 023-632-5196

※締切：令和 8 年 8 月 10 日 (月) (定員に達し次第受付を終了いたします。)

注) 認定実務実習指導薬剤師養成講習会の受講資格 (薬学教育協議会 HP より)

→実務経験：薬剤師実務経験が 5 年以上 (週 3 日以上かつ 20 時間以上の場合に限る。以下同じ) あること。なお、6 年制の薬学教育を受けて薬剤師となった者は、薬剤師実務経験が 3 年以上あれば、認定実務実習指導薬剤師養成研修を前もって受講することができる。この場合、認定実務実習指導薬剤師の認定申請は薬剤師実務経験が 5 年以上となってからでなければ行うことができない。

→勤務状況：薬剤師実務経験が、受講しようとする時点において継続して 3 年以上であること、かつ、現に病院または薬局に勤務(勤務時間数が 1 週間当たり 3 日以上かつ 20 時間以上の場合に限る。)している者であること。(病院／薬局の異動を含め同一施設である必要はありませんが、連続して 1 ヶ月以上実務から離れた場合は、その期間及びその事由も申請時の履歴書に記載してください。)

※「認定実務実習指導薬剤師の要件」

(1) 下記の認定実務実習指導薬剤師養成講習を受講して受講証を取得すること。

講座① 薬剤師の理念

講座② 薬学教育モデル・コアカリキュラム及び薬学実務実習に関するガイドライン

講座③ 学生の指導 (法的問題)、学生の指導 (薬局関係) 及び学生の指導 (病院関係)

(2) 薬学教育協議会主催の認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップを受講し修了証を取得すること。

令和 8 年度 認定実務実習指導薬剤師養成(更新)講習会申込書

※地区名・ブロック名：

※薬局名・病院名：

(ふりがな：)

※受講者氏名： 県薬・県病薬 (会員・非会員)

※連絡先 (アドレス)：

※薬剤師登録免許番号：

※申込先：山形県薬剤師会 FAX 023-632-5196

※締切：令和 8 年 8 月 10 日 (月) (定員に達し次第受付を終了いたします。)

注) 更新講習の受講条件 (薬学教育協議会 HP より)

- ➡ 1. 更新講習を受講できるのは、認定開始から 5 年以上経過した方です。
2. 更新講習は認定実務実習指導薬剤師養成講習会の講座④として行います。
講座②は更新講習には該当しませんのでご注意ください。
3. 認定期間終了時に勤務要件および研修要件において更新の条件が満たされていないために、更新申請を行う事ができなかった者が、認定期間終了後 **2 年以内**に更新の条件をすべて満たすこととなった場合は、更新申請としての手続きができる。ただし、この更新の有効期間の起算日は、通常の更新がなされたとした場合の起算日とする。この場合は、その更新申請は、更新の条件すべてを満たしてから 3 ヶ月以内に行わなければならない。